

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場南港市場副産物処理一次粉碎機その他改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	関西ティーイーケイ(株)	10,692,000	平成30年10月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
2	湊町リバープレイス非常用発電設備修繕	04:電気工事	浪速区	ヤンマーエネルギーシステム(株)	6,156,000	平成30年10月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
3	大阪市役所本庁舎自動制御装置用空気源装置修繕	04:電気工事	北区	アズビル(株)	9,363,600	平成30年10月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
4	鶴見緑地(咲くやこの花館)熱源設備監視システム改修工事	10:電気通信工事	鶴見区	日本電技(株)	28,080,000	平成30年10月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
5	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	(株)前澤エンジニアリングサービス	41,580,000	平成30年10月12日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
6	豊崎地下駐車場駐車管制設備更新工事	10:電気通信工事	北区	三菱プレジジョン(株)	14,040,000	平成30年10月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
7	柴島浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	152,280,000	平成30年10月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
8	天満堀川抽水所No.1雨水ポンプ設備改良工事	09B:上下水道施設工事	北区	新菱工業(株)	192,240,000	平成30年10月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
9	大阪市中央卸売市場本場発泡スチロール処理設備改修工事	09D:機械器具設置工事	福島区	新明和工業(株)	198,720,000	平成30年10月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
10	咲洲配水場小水力発電設備設置に伴う既設監視制御設備改造工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)明電舎	20,412,000	平成30年10月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
11	舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	クボタ環境サービス(株)	15,228,000	平成30年10月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
12	舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	東芝インフラシステムズ(株)	15,660,000	平成30年10月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
13	大阪港防潮扉集中監視設備補修工事	10:電気通信工事	港、此花	横河ソリューションサービス(株)	18,360,000	平成30年10月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
14	長居配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区	(株)荏原製作所	21,600,000	平成30年10月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
15	桜宮配水場外1か所自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	6,912,000	平成30年10月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	住之江抽水所外1か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)日立製作所	353,160,000	平成30年10月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
17	大阪市中央卸売市場南港市場各所建具緊急修繕	14L:建具工事	住之江区	日本土建工業(株)	9,612,000	平成30年10月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K8	-
18	大阪市中央卸売市場南港市場買荷保管積込所電動シートシャッター緊急修繕	14L:建具工事	住之江区	東洋シャッター(株)	10,800,000	平成30年10月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K8	-
19	天王寺動物園夜行性動物舎空調機器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	天王寺区	城陽ダイキン空調(株)	4,860,000	平成30年10月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
20	舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	(株)日立プラントメカニクス	15,660,000	平成30年10月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
21	大淀配水場配水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	北区	クボタ機工(株)	12,960,000	平成30年10月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
22	中浜流注場し尿し渣分離機ほか整備工事	09D:機械器具設置工事	城東区	大機工業(株)	3,294,000	平成30年10月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
23	共同溝ガス検知設備修繕	04:電気工事	旭区 東成区 都島区 城東区 平野区 生野区 中央区 北区 此花区	(株)理研商会	14,906,160	平成30年10月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
24	天王寺バイパス外1道路情報板修繕	10:電気通信工事	天王寺区、阿倍野区、住之江区	日本信号(株)	24,440,400	平成30年10月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
25	大阪市中央卸売市場東部市場配送加工施設屋根破損部撤去緊急工事	02A:建築工事	生野区	(株)岩田工務店	4,320,000	平成30年10月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K8	-
26	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟直流電源設備改良工事その2	04:電気工事	福島区	ヤンマーエネルギーシステム(株)	10,800,000	平成30年10月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
27	東長堀地下駐車場駐車管制設備更新工事	10:電気通信工事	中央区	三菱プレジジョン(株)	14,040,000	平成30年10月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
28	放出下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区 外	東芝インフラシステムズ(株)	86,724,000	平成30年10月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
29	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟ゴンドラ補修工事	09D:機械器具設置工事	福島区	日本ゴンドラ(株)	3,240,000	平成30年10月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
30	大淀配水場高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	北区	(株)明電エンジニアリング	12,960,000	平成30年11月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	519,264,000	平成30年11月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
32	平野下水処理場汚泥溶融炉汚泥受入槽レベル計修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)産機テクノサービス	3,456,000	平成30年11月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
33	天満橋外1道路情報板修繕	10:電気通信工事	中央区、北区、東淀川区	星和電機(株)	28,809,000	平成30年11月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
34	湊町リバープレイス全熱交換器修繕	04:電気工事	浪速区	三菱電機システムサービス(株)	22,680,000	平成30年11月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
35	海老江下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	福島区 外	三菱電機(株)	117,720,000	平成30年11月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
36	柴島浄水場外1か所採水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区、寝屋川市	(株)西島製作所	7,506,000	平成30年11月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
37	港消防署ほか6か所電動シャッターその他補修工事	14L:建具工事	港区 西淀川区 東淀川区 城東区 住吉区 都島区 西成区	三和シャッター工業(株)	5,616,000	平成30年11月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
38	おとしよりすこやかセンター西部館非常用発電機修繕	04:電気工事	此花区	機電エンジニアリング(株)	6,264,000	平成30年11月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
39	大阪市中央卸売市場本場エレベーター補修工事	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	3,672,000	平成30年11月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
40	おとしよりすこやかセンター北部館吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	旭区	川重冷熱工業(株)	5,724,000	平成30年11月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
41	大阪市社会福祉研修・情報センター中央監視設備改修工事	10:電気通信工事	西成区	アズビル(株)	19,116,000	平成30年11月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
42	夢洲域内築堤及び護岸等緊急補修工事(災害復旧)	01:土木工事	此花区	協和道路(株)	47,736,000	平成30年11月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K8	-
43	城東配水場特別高圧受変電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	鶴見区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	22,680,000	平成30年11月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
44	大阪市中央卸売市場南港市場空調設備緊急改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	JS関西(株)	4,817,880	平成30年11月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K8	-
45	舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)明電エンジニアリング	11,880,000	平成30年11月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	巽配水場無停電電源装置修繕	09B:上下水道施設 工事	生野区	(株)産機テクノサービ ス	2,052,000	平成30年11月22日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
47	豊野浄水場流量調節弁外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	(株)前澤エンジニアリ ングサービス	34,776,000	平成30年11月22日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
48	柴島浄水場外1か所次亜塩素酸ナトリウ ム冷却設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 寝屋川市	JFEアクアサービス機 器(株)	9,720,000	平成30年11月27日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
49	舞洲スラッジセンター自家発電用ガス タービン設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)カワサキマシンシ ステムズ	17,280,000	平成30年11月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
50	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工 事(その2)	09B:上下水道施設 工事	平野区	日揮(株)	172,800,000	平成30年11月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
51	大阪港内ソーラスフェンス等緊急補修工 事(災害復旧)	13B:防球ネットフェン ス工事	此花区、住之江区	(株)大阪道路資材	31,827,600	平成30年11月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
52	大阪市中央卸売市場南港市場車庫C電 動シャッター緊急修繕	14L:建具工事	住之江区	文化シャッターサービ ス(株)	3,024,000	平成30年11月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
53	A-1号上屋外8件シャッターその他復旧 緊急工事	14L:建具工事	住之江区外8箇所	東洋シャッター(株)	35,640,000	平成30年11月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
54	平野下水処理場監視制御設備外機能追 加工事	09B:上下水道施設 工事	住之江区	(株)日立製作所	56,160,000	平成30年12月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
55	平野下水処理場外1か所現場操作盤電 気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区、大正区	(株)産機テクノサービ ス	4,320,000	平成30年12月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
56	長居配水場 窒素ガス消火設備修繕	09B:上下水道施設 工事	東住吉区	エア・ウォーター防災 (株)	64,800,000	平成30年12月4日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
57	安土町地下駐車場駐車料金設備更新工 事	10:電気通信工事	中央区	三菱プレジジョン(株)	69,120,000	平成30年12月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
58	平野市町抽水所現場操作盤電気設備修 繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株)明電エンジニアリ ング	5,076,000	平成30年12月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
59	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟直 流電源設備改良工事その3	04:電気工事	福島区	TOA(株)	5,275,800	平成30年12月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
60	放出駅自由通路エレベーター・エスカレ ーター修繕	09A:昇降機設置工 事	鶴見区	フジテック(株)	2,808,000	平成30年12月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
61	東横堀川水門外1制御監視システム等更新工事-3	10:電気通信工事	中央区 浪速区	(株)安川電機	10,778,400	平成30年12月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
62	巽配水場 二酸化炭素消火設備修繕	09B:上下水道施設 工事	生野区	ニッタン(株)	6,156,000	平成30年12月7日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
63	ATC庁舎外8状態監視装置修繕	10:電気通信工事	住之江区 生野区 西 成区 港区 天王寺区 淀川区 福島区 平野 区	(株)コムプランニング	2,181,600	平成30年12月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
64	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場 棟等エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工 事	東住吉区 生野区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	12,420,000	平成30年12月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
65	神崎橋緊急補修工事	07A:鋼桁工事	淀川区 尼崎市	(株)T・max	30,510,000	平成30年12月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
66	C6・7-2号機多目的クレーン緊急工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	JFEプラントエンジ(株)	39,960,000	平成30年12月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
67	旭西淀川自転車道(なにわ自転車道)緊 急補修工事	03:舗装工事	淀川区、東淀川区	南洋土木(株)	11,340,000	平成30年12月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
68	柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設 備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	横手産業(株)	2,916,000	平成30年12月12日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
69	柴島浄水場外2か所施設運転用自家発 電設備外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 外	メタウォーター(株)	59,400,000	平成30年12月12日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
70	ATC庁舎内外1遠方監視装置改修工事	10:電気通信工事	住之江区 生野区	(株)KEI	12,366,000	平成30年12月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
71	咲洲配水場小水力発電設備設置に伴う 既設配水管理設備II改造その他工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 外	(株)日立製作所	49,248,000	平成30年12月14日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
72	長堀抽水所外5か所監視制御設備外機 能追加工事	09B:上下水道施設 工事	西区	メタウォーター(株)	306,720,000	平成30年12月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
73	長堀抽水所外3か所現場操作盤外電気 設備修繕	09B:上下水道施設 工事	西区 外	メタウォーター(株)	5,400,000	平成30年12月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
74	降雨量観測装置修繕	09D:機械器具設置 工事	港区 外	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	16,848,000	平成30年12月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
75	鋼板塀等復旧工事-4	02A:建築工事	平野区	(株)AY建設	6,306,120	平成30年12月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
76	鋼板塀等復旧工事-1	02A:建築工事	東淀川区 淀川区 此花区	T'sコーポレーション 岩崎 善典	7,852,680	平成30年12月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
77	鋼板塀等復旧工事-2	02A:建築工事	旭区 鶴見区	(株)城東	6,959,520	平成30年12月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
78	高光度航空障害灯修繕	04:電気工事	此花区 大正区 住 之江区	サンケン電気(株)	3,758,400	平成30年12月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
79	弁天抽水所外2か所監視制御設備外機 能追加工事	09B:上下水道施設 工事	中央区 外	(株)日立製作所	598,860,000	平成30年12月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
80	大阪市中央卸売市場南港市場冷蔵空調 設備緊急修繕	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株)ダイキンアプライ ドシステムズ	27,529,200	平成30年12月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
81	大阪市中央卸売市場南港市場副産物処 理ドライメルター改修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	関西ティーイーケイ(株)	10,746,000	平成30年12月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
82	庭窪浄水場逆洗ポンプ電動機修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	東芝インフラシステム ズ(株)	5,400,000	平成30年12月25日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
83	鶴町機械工場ドッククレーン補修工事	09D:機械器具設置 工事	大正区	おべ工業(株)	8,100,000	平成30年12月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
84	此花下水処理場急ろ過池電気設備災 害復旧工事	09D:機械器具設置 工事	此花区	(株)日立製作所	27,540,000	平成30年12月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
85	鋼板塀等復旧工事-3	02A:建築工事	住吉区 東住吉区 西成区 浪速区	外谷技建工業(株)	10,836,720	平成30年12月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
86	鋼板塀等復旧工事-5	02A:建築工事	平野区	外谷技建工業(株)	8,876,520	平成30年12月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
87	天王寺動物園爬虫類生態館自動制御機 器修繕	04:電気工事	天王寺区	東テク(株)	4,492,800	平成30年12月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
88	建設局降雨情報設備修繕	09D:機械器具設置 工事	市内一円	東芝インフラシステム ズ(株)	33,912,000	平成30年12月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
89	大阪市役所本庁舎自動扉装置修繕	14L:建具工事	北区	(株)北陽オートドア サービス	6,609,600	平成30年12月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
90	梅町1・2号上屋シャッター取替緊急工事	14L:建具工事	此花区	三和シャッター工業 (株)	12,960,000	平成30年12月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-
91	I-10号上屋シャッター取替緊急工事	14L:建具工事	住之江区	三和シャッター工業 (株)	16,200,000	平成30年12月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場副産物処理一次粉砕機その他改修工事

2 契約の相手方

関西ティーイーケイ (株)

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後に発生する副産物（骨、動物性油脂）を処理するプラントにおいて、経年劣化により一次粉砕機その他機器の機能が低下している状態であるため、当該一次粉砕機その他機器の部品取替及びプラント全体の試運転と総合調整を行うものである。

当該プラントについては、建設時よりすべて東レエンジニアリング (株) が設計・施工したものであり、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあるとともに、他社が施工した場合、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、当初の施工業者が施工することにより、本工事に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

なお、東レエンジニアリング (株) は当該プラント事業を平成 17 年度より関西ティーイーケイ (株) に移管している。

以上のことから、本工事が施工可能なのは関西ティーイーケイ (株) のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2006）

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム (株)

3 随意契約理由

湊町リバープレイスに設置している非常用発電機制御盤については、設置後 15 年以上経過しており経年劣化も進んでいることから、部品交換及び動作調整を行う必要がある。

本非常用発電機制御盤については、ヤンマーエネルギーシステム (株) が製作及び施工したものであり、修繕にあたっては非常用発電機及び制御盤の構成や整合性など同社が保有する知識並びに技術力が不可欠である。

また、制御盤は、非常用発電機と密接不可分の関係にあり、非常用発電機の動作の確実性・安全性を担保し、責任施工の一体化を図るためにも、本設備の製作及び施工業者であるヤンマーエネルギーシステム (株) と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課拠点開発事業グループ (電話番号 06-6208-9433)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎自動制御装置用空気源装置修繕

2 契約の相手方

アズビル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の空気調和機用自動制御装置用空気源装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

本設備は、アズビル株式会社が設計製作・施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕が行えるアズビル株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見緑地（咲くやこの花館）熱源設備監視システム改修工事

2 契約の相手方

日本電技㈱

3 随意契約理由

鶴見緑地の咲くやこの花館は巨大な温室となっており、館内では多数の観賞用植物が育てられている。さまざまな種類の植物を管理するに当たり、エリアごとの熱源監視、空調温度管理は必要不可欠である。

本工事は、老朽化の進んでいる熱源設備監視システムを改修する事により、植物の状態管理を適正に行うものである。

館内各所にあるセンサーや電磁弁等を制御するに当たり、現状のシステムを更新して使う必要があるが、本システムは日本電技㈱の独自技術で設計、制作されたものであり、他社では更新できない。システムの更新に当たっては従前と同等の性能を発揮させる必要があり、システムの構成や各種関連機器との連動特性等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。また、熱源監視の目的上、館内の植物エリアごとの適正な温度管理を把握している必要がある。上記業者は定期的な点検にも入っており、植物ごとに対応すべき条件にも精通している。

以上のことから、本更新を実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称
豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方
（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該後オゾン設備は、前澤工業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は前澤工業（株）より修繕業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 工事名称

豊崎地下駐車場駐車管制設備更新工事

2 契約の相手方

三菱プレジジョン(株)

3 随意契約理由

本工事は、豊崎地下駐車場内に設置されている駐車管制システムの一部である車両出入庫状態や車両誘導及び車両合流注意喚起等を行う各設備を更新するものである。

本工事において更新する設備は、三菱プレジジョン(株)が製作したものであり、高い信頼性が要求される車両出入庫や車両誘導及び車両合流注意喚起を行う設備であるため、設備の更新にあたっては、既設設備の機能を保障させながら行う必要があるため、更新には既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また既設設備の製作者である三菱プレジジョン(株)以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本更新工事を施工できる唯一の業者である三菱プレジジョン(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-6465)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上、下系高度浄水処理棟、中オゾン接触池上家及び上系塩素接触池棟内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、富士電機（株）の電機システム部門が平成15年10月に富士電機システムズ（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

天満堀川抽水所 No.1 雨水ポンプ設備改良工事

2 契約の相手方

新菱工業（株）

3 随意契約理由

今回改良する雨水ポンプ設備は、天満堀川抽水所に流入する雨水を排除するための設備である。本設備は、設置後30年以上が経過し、各構成設備が損傷し、運転に支障をきたしているため改良するものである。

本設備は、三菱重工業(株)が設計製作したもので、既設備に適合する機器の選定、それらの組み合わせ並びに調整など製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている新菱工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場発泡スチロール処理設備改修工事

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 特名理由

発泡スチロール処理設備とは、中央卸売市場本場内で不要となった発泡スチロール製容器を破碎、熱処理して、再資源の原料とするために減容してインゴット化する設備である。本工事は同設備のうち経年劣化した発泡スチロール減容器等の機械設備の一部を取替及び、動力制御盤の改造等を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は新明和工業（株）が独自に設計、施工したものであり、改修を行うには同社が保有する既設設備の構造、機能、システム制御を把握した上でなければ、設計、施工をすることは不可能である。

また、施工業者が異なると、生産されるインゴットに不良品が発生した場合、責任の所在が不明確になることや、施工後の機能についての一貫した保障と責任を持たせることのできる業者は、新明和工業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲配水場小水力発電設備設置に伴う既設監視制御設備改造工事

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

本工事は、咲洲配水場小水力発電設備設置に伴い既設監視制御設備の改造を行うものである。

これらの設備は、(株)明電舎が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)明電舎以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 修繕名称

舞洲スラッジセンター脱水ケーキ移送コンベヤ修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス㈱

3 随意契約理由：

今回修繕を行う脱水ケーキ移送コンベヤは、舞洲スラッジセンターの遠心脱水機から排出される脱水ケーキを移送する設備である。

現在、当該コンベヤの回転部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

本機器が稼働しなければ、遠心脱水機から産出する脱水ケーキを汚泥溶融処理施設に供給することができないことから修繕する必要がある。

本機器は、㈱クボタが設計製作したものであり、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である㈱クボタから下水処理場設備の修繕を移管されているクボタ環境サービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備(受変電設備及び監視制御設備)は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は日常運転における重要な動力源の確保と、高い信頼性維持のため、また、監視制御設備は日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性維持のため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門に権利義務を東芝電機サービス(株)に継承し、同日の平成29年7月1日で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港防潮扉集中監視設備補修工事

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス(株)

3 随意契約理由

大阪港防潮扉集中監視設備は、水門や防潮扉の開閉状況を確認する装置であるとともに、台風時の高波や地震による津波での災害が想定される非常時には、防潮扉管理者に対して閉鎖指令を行うための装置であり、水門及び防潮扉への「閉鎖、開放指令の伝達」、「その作業の確認」、並びに「防潮扉状態の把握」を行うため、現場に端末局を置き、監視局から無線により短時間に指令、確認、防潮扉状態などの情報を送受信し、集中監視を行うものである。

本工事は、装置を撤去して一時休止していた端末局を再稼働させるために撤去後保管している装置の設置及び調整等を行うものである。

本設備は、横河ソリューションサービス(株)が平成24年度から平成25年度にかけて、独自の技術を用いてシステムの構築及び機器の設計、製作、施工したものであり、以後の保守も一貫して行っている。また、システム運用における機能や信頼性を確保し、災害発生時にも確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とするため、各装置の製作から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である横河ソリューションサービス(株)と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課(電気) (電話番号 06-6568-9092)

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している配水ポンプ3号及び応急給水ポンプユニット並びに柴島浄水場高度浄水処理棟に設置している送排風機及び柴島立坑・シールド内に設置している排水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株) 荏原製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称
桜宮配水場外1か所自家発電設備整備修繕

2 契約の相手方
三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、桜宮配水場及び鶴見配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能維持を図るものである。

当該設備の自家発電設備を含む配電設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、本修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

平成17年4月より、当該各設備にかかる整備修繕を含む保守点検業務は三菱電機（株）より三菱電機プラントエンジニアリング（株）へ移管されており、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

- 1 工事名称：住之江抽水所外1か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、住之江抽水所の自動運転、監視制御に必要となる装置及び処理機能などを既設監視制御設備等に機能追加するものである。
本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、製作する機器は操作・制御回路が既設設備と密接に関連しており、一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。
よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。
また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場各所建具緊急修繕

2 契約の相手方

日本土建工業㈱

3 随意契約理由

本修繕は、平成 30 年 9 月 4 日（火）に発生した台風 21 号の影響により、南港市場内の建物の建具等が複数個所で破損したことから、緊急的に修繕を行うものである。

破損した建具について、多くは外部に面する電気室や機械室の扉であり、閉鎖できない状態となっている。再度大雨や強風などが発生した場合、各室へ水や飛来物が浸入することが想定され、漏電等による機器の停止や飛来物による機器の直接的な損傷の可能性もあり、市場運営に多大な支障を来すこととなるが、今まさに新たに勢力の強い台風 24 号が発生しており、9 月 30 日～10 月 1 日頃に近畿を含む本州を通過する予報となっているため、それまでに業者決定し、応急措置を含めた対応が必須である。

今回の台風 21 号では関西電力の電線が断線したことによる停電の影響で冷蔵庫機能が停止したことに伴い、場内業者が取り扱う枝肉が傷むなどの具体的な被害（1 億円程度の見込み ※精査中）が実際に発生している。今回は、関西電力の電線が原因であるため本市の責任は問われないが、仮に次の台風が来るまでに業者決定できずに被害が発生した場合、市場内施設の破損状態を放置していたということで、市場開設者として損害賠償責任が生じ多大な損害を被ることとなる。そういった事情から、緊急修繕対応が必要である。

業者選定にあたり、今回の台風により近畿県内全域が非常事態であることから、建設業の職人の手配が非常に困難な状況である。また、破損場所については屋上や玄関上などがあり、高所作業車や、屋上まで建具を吊り上げる大型クレーンの手配が必要である。

そうした状況の中、迅速かつ速やかに現場調査及び工場製作・現場施工を行うことが可能であり、かつクレーンの手配なども確実に行えることを考慮しつつ、直近で工事实績のある業者 1 者、入札参加登録種目の建具工事を有している業者 2 者か

17'

から見積もりを徴取したところ、日本土建工業（株）が最も安価であったため、本修繕は同社と特名随意契約を行うものである。

4 見積もり業者選定理由

南港市場においては、飛来物により本市職員事務室の窓ガラスが割れ、強風が吹き込んだことから通信が遮断されるなどの被害に遭っており、事務機能が停止する事態となった。

そうした状況の中、先の緊急性を鑑み、早急な業者選定を迫られていたため、当時の限られた情報源から入札参加登録種目の建具工事を有している住之江区内業者や過去に都市整備局での受注実績を持つ業者等へ見積もりを依頼した。

その結果、住之江区内業者は応答がなく、応じた業者が次の3社である。

- ・日本土建工業㈱ (概算見積額：6,000,000円)
- ・新装サッシ工業㈱ (概算見積額：7,000,000円)
- ・㈱ニッシンクリエート (概算見積額：8,000,000円)

(参考：住之江区内業者)

- ・三洋建設㈱
- ・花谷建設㈱
- ・(有)ヤマテック

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

6 担当部署

中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場買荷保管積込所電動シートシャッター緊急修繕

2 契約の相手方

東洋シャッター(株)

3 随意契約理由

電動シートシャッターは、枝肉を冷蔵庫から搬出してトラックに積み込む際に、外気の進入を遮断させ、買荷保管詰込所内の温度を適正に保つために設置している装置である。

今般、平成30年9月4日(火)に発生した台風21号の影響により、電動シートシャッターの一部が破損したため、機能が停止している状態である。

現状のまま搬出作業を行った場合、外気の進入により保冷機能が著しく低下し、枝肉の品質を保つことが困難となるため、市場運営に多大な影響を与えかねない。

そのため、電動シートシャッターの修繕を緊急に実施する必要がある。

当該シャッターについては、東洋シャッター(株)が製作・設置したものであり、修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。また、本修繕に対して一貫して責任を持たせる必要があり、本件のような修繕に対応可能である業者は当該シャッターを製作・設置した同社のみである。

よって、本修繕は同社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺動物園 夜行性動物舎空調機器修繕

2 契約の相手方

城陽ダイキン空調（株）

3 随意契約理由

本業務は、天王寺動物園夜行性動物舎内を適温にするために設置された空調機器（空冷ヒートポンプチラー）の修繕である。

現在、空冷ヒートポンプチラーの故障により十分な空調機能を果たせていない状況である。このまま放置すると、適温を維持できなくなり、動物の健康を害することが懸念されることから、早急に修繕をする必要がある。

本空調機器はダイキン空調（株）が設計製作したものであり、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから製作会社の製品の保守会社である城陽ダイキン空調（株）に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所（管理課）

（電話番号 06-6771-8404）

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備で発生する脱水ケーキ及び溶融スラグ等を搬送・搬出する設備である。これらのクレーン設備が停止すると溶融炉設備への汚泥供給及びスラグ搬出ができなくなり、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)日立プラントテクノロジーは(株)日立製作所に吸収合併されており、天井クレーン設備の全般業務については(株)日立プラントメカニクスに業務継承されているため、上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大淀配水場配水ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

クボタ機工（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大淀配水場に設置している配水ポンプ2号の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、（株）クボタが独自に設計・施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認及び機能保証を行うには、ポンプ設備の構造や性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕の履行にあたり、稼働中のポンプ設備に障害が発生した場合、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、ポンプ設備に障害が発生した場合、その原因が当該機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は（株）クボタより修繕業務を移管されているクボタ機工（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場し尿し渣分離機ほか整備工事

2 契約相手方

大機工業（株）

3 随意契約理由

本整備工事は中浜流注場に設置の、し尿し渣分離機並びにスクリープレスの劣化摩耗部品の取替等の整備を行なうものである。

当該し尿し渣分離機及びスクリープレスは大機工業（株）が設計・製造したものである。

整備工事に関しては単なる部品交換ではなく、スクリー刃肉盛調整溶接による刃部とケーシング間の隙間調整等が必要で、この良否により処理能力に影響を及ぼすなど、し渣分離機及びスクリープレスの特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本機器を設計・製造した大機工業（株）以外では整備工事に対して技術面での対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また整備工事後の性能に対して保証ができないことから、本整備工事に対し一貫して責任を持たせることができる業者は大機工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課(電話番号 06-6630-3238)

施工担当

環境局 総務部 施設管理課(電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称

共同溝ガス検知設備修繕

2 契約相手方

(株) 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝の各洞道内及び地下道内において維持管理作業等のため酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)理研商会のみである。

以上のことから、(株)理研商会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-6647)

随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺バイパス外1道路情報板修繕

2 契約の相手方

日本信号（株）

3 随意契約理由

今回修繕する天王寺バイパス及び阪堺大橋道路情報板は、橋の通行における気象等による情報を提供する設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、日本信号（株）が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である日本信号（株）のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6647）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場配送加工施設屋根破損部撤去緊急工事

2 契約の相手方

(株) 岩田工務店

3 随意契約理由

本件は、平成 30 年 9 月 4 日 (火) に近畿地方を直撃した台風 21 号に伴う猛烈な強風により、東部市場配送加工施設の金属製の屋根が破損し、一部が近隣家屋等へ飛散した他、屋根上にも破損した状態で残存している状況である。

屋根の一部が飛散したことにより、近隣の家屋等に被害を及ぼしている他、道路上に落下し、通行できない状態となっていること、また電線に引っ掛り、当該施設を含む一部近隣家屋等の停電の原因ともなっており、市民生活や企業活動に重大な被害を及ぼしている状況であることや、屋根上に残存している破損した屋根材が、強風等により落下することによる 2 次被害防止の観点から、速やかに撤去工事に着手する必要がある。

本工事にあたっては、建築についての専門知識を有し、早急に現地での対応が可能な業者選定が必要であるため、数者に照会を行った結果、早急な現場確認及び工事対応可能との回答があったのは、(株) 岩田工務店のみである。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づき、上記業者との契約締結を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 5 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3954)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟直流電源設備改良工事その2

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム㈱

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場業務管理棟に設置されている非常用発電設備のうち、直流電源設備の整流器部品及び蓄電池の取替、及びそれに伴う試験調整を行うものである。

本非常用発電設備は、非常時等の停電発生時において市場運営に支障をきたさないよう設置されている重要設備であり、今回工事対象となる直流電源設備はその運転及び制御に必要不可欠なものである。

本工事の施工にあたっては、工事完了後はもとより工事期間中においても機能維持を確保する必要があるが、そのためには本非常用発電設備の設計・製作者であるヤンマー㈱（旧：ヤンマーディーゼル㈱）を通じて入手可能な純正部品が必要であるとともに、同社が有している本設備全体の構造、規格及び構成部品等の技術情報に精通していることが不可欠である。

また、設計・製作者が工事を行うことにより、本工事及び当該設備の動作・保全に対して一貫した責任を持たせることができるが、設計・製作者以外に施工させた場合、既存設備との関係でトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

ヤンマー㈱は、自社が設計・製造を行った非常用発電機設備の補修及び維持管理をヤンマーエネルギーシステム㈱に事業移管している。よって、施工可能な唯一の業者であるヤンマーエネルギーシステム㈱との随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 工事名称

東長堀地下駐車場駐車管制設備更新工事

2 契約の相手方

三菱プレシジョン(株)

3 随意契約理由

本工事は、東長堀地下駐車場内に設置されている駐車管制システムの一部である車両出入庫状態や車両誘導及び車両合流注意喚起等を行う各設備を更新するものである。

本工事において更新する設備は、三菱プレシジョン(株)が製作したものであり、高い信頼性が要求される車両出入庫や車両誘導及び車両合流注意喚起を行う設備であるため、設備の更新にあたっては、既設設備の機能を保障させながら行う必要があるため、更新には既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また既設設備の製作者である三菱プレシジョン(株)以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本更新工事を施工できる唯一の業者である三菱プレシジョン(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7169)

随意契約理由書

1 工事名称：放出下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由：

本工事は、放出下水処理場外5か所で別途施工する電気設備工事等に伴い必要となる監視機能、自動制御機能などを既設監視制御設備外に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、東芝インフラシステムズ(株)が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟ゴンドラ補修工事

2 契約の相手方

日本ゴンドラ㈱

3 随意契約理由

本工事は業務管理棟に設置しているゴンドラ設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化したワイヤーロープ・操作ケーブル等の交換を行うものである。

本ゴンドラ補修工事の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の専門技術及び知識が不可欠であり、その技術情報は当該ゴンドラの製造者である日本ゴンドラ㈱のみが有している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 案件名称

大淀配水場高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、大淀配水場に設置している配水ポンプ2号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により高圧電動機の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の高圧電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株) 明電舎より修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

- 1 工事名称 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）
- 2 契約相手方 月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝(東芝インフラシステムズ(株))」は(株)東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署
建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉汚泥受入槽レベル計修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉汚泥受入槽レベル計は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、当該計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株)日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株)日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株)産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

天満橋外1道路情報板修繕

2 契約相手方

星和電機（株）

3 随意契約理由

本件は、天満橋外1の道路情報提供装置が故障し、道路の路面温度の低下に応じて、凍結情報の表示が正常に行えない状況となっており、その他部品についても老朽化に伴い動作が不安定となっているため、修繕を行うものである。

なお、本設備は上記業者が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には既設設備の構成及び取替え部品の整合性など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であることから、上記業者に随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 6615-6647）

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス全熱交換器修繕

2 契約の相手方

三菱電機システムサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、三菱電機システムサービス（株）の製作及び施工により、湊町リバープレイスに設置された全熱交換器の更新を行うものである。

当該設備については、三菱電機システムサービス（株）が製作及び施工したものであり、施設の維持管理における定期点検についても同社が実施している。修繕にあたっては、全熱交換器の構成や整合性など同社が保有する知識及び技術力が不可欠である。

また、全熱交換器の動作の確実性・安全性、既存部品との円滑な動作状況を担保し責任施工の一体化を図るためにも、本設備の施工業者である三菱電機システムサービス（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課拠点開発事業グループ（電話番号 06-6208-9433）

随意契約理由書

1. 工事名称：海老江下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方：三菱電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、海老江下水処理場外2か所の自動運転、監視制御に必要となる装置及び処理機能などを既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は、三菱電機（株）が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、製作する機器は操作・制御回路が既設設備と密接に関連しており、一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機（株）のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5. 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称
柴島浄水場外1か所採水ポンプ整備修繕

2 契約の相手方
(株)西島製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外1か所に設置している採水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株)西島製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株)西島製作所である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

港消防署ほか6か所電動シャッターその他補修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、港消防署ほか6か所（西淀川消防署大和田出張所、東淀川消防署井高野出張所、城東消防署放出出張所、住吉消防署荻田出張所、西成消防署海道出張所、都島消防署艇庫）の「電動シャッター」「手動シャッター」「オーバーヘッドドア」を補修する工事で、平成30年台風21号の被害により電動シャッター等が破損したため、開閉に不具合が生じており、緊急車両が車庫から出場出来ず運用不能となっていることから、現状は市民サービスの低下を招いている状態である。こうしたことから、早急に復旧することが必要であり、また、工事対象である複数か所を一案件にすることにより、契約相手方の技術者を確保し、効率的な工程を計画することが可能である。

本製品は上記業者が独自に設計、製作し、構成部品も自社製品専用のものであり、また、据付及びメンテナンスにおいても自社で行っているため、他社メーカーでは製品の構造、分解、組立手順等を理解しておらず、取替補修を行うことが不可能である。

よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6153)

6 選定者

施設課長 橋本 仁司

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

おとしよりすこやかセンター西部館非常用発電機修繕

2 契約の相手方

機電エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

おとしよりすこやかセンター西部館で使用している非常用発電機について、現在、オイル漏れによる不具合により、作動しなくなっている。

本修繕は、非常用発電機部品の破損、劣化、作動不具合に対し、部品交換及び調整を行うものである。本修繕対象の非常用発電機は、三菱重工エンジンシステム (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要となるが、純正部品は同社でのみ調達することができる。しかし、三菱重工エンジンシステム (株) については、官公庁との直接取引を行っておらず、本修繕は機電エンジニアリング (株) で対応する旨、通知を受けている。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該非常用発電機の構造を熟知している機電エンジニアリング (株) のみである。以上の理由により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6530)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場エレベーター補修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場市場棟に設置しているエレベーター設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損したメインロープ、ガバナロープ、停電時自動着床装置用バッテリー等の交換を行うものである。

本工事対象エレベーターは、フジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

おとしよりすこやかセンター北部館吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業（株）

3 随意契約理由

おとしよりすこやかセンター北部館で使用している吸収冷温水機について、現在、2機中1機が作動しなくなっている。

本修繕は、吸収式冷温水機部品の破損、劣化、作動不具合に対し、部品交換及び調整を行うものである。本改修工事の吸収式冷温水機は、川重冷熱工業（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該機器の構造を熟知している川重冷熱工業（株）のみであるため、川重冷熱工業（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6530）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市社会福祉研修・情報センター中央監視設備改修工事

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

市有施設である大阪市社会福祉研修・情報センターは、防火・電気・空調設備の制御及び稼働状況等について、中央監視設備を使用して一括管理を行っているが、地域一帯で発生した突発的な停電での急激な負荷により中央監視設備機器に不具合が生じ、作動しなくなっている。

本改修工事は、中央監視設備の作動不具合に対し、機器の更新及び調整を行うものである。本改修工事対象の機器は、アズビル (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要となるが、純正部品は機器の製作会社であるアズビル (株) でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該中央監視設備の構造を熟知し、純正部品を調達できるアズビル (株) のみであることから、以上の理由により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-7954)

随意契約理由書

1 案件名称

夢洲域内築堤及び護岸等緊急補修工事（災害復旧）

2 契約の相手方

協和道路(株)

3 随意契約理由

平成30年9月4日、台風21号の高潮・波浪により、夢洲G・H護岸背後の築堤盛土法面が崩壊及びケーソン（※）上部工が転倒・移動したほか、ケーソン目地が破損し、背後の裏埋土砂の一部が海側に流失する被害が発生した。

当該築堤は、夢洲2区に処分、埋め立てを行っている浚渫土砂が、外部（海）に流出しないように設けられたものである。被災後の築堤の安定に関する検討の結果、現状の浚渫土砂による内水位であれば安全に問題はないが、今後、大雨等により内水位が上昇した場合に、築堤の決壊につながる事が判明した。ひとたび築堤が決壊すれば、外部海域の海洋汚染となるほか、築堤の復旧、汚染対策に多額の費用を要することとなる。

また、転倒・移動したケーソン上部工については、今後、高潮・波浪あるいは津波により背後の築堤を防御する機能が低下しており、法面被害の拡大を防ぐ必要がある。ケーソン背後の裏埋土砂についても、ケーソン目地部からさらに土砂の流失が進むと、ケーソンの転倒など甚大な被害へと繋がる。

そのため、築堤等の復旧を緊急に実施する必要がある。

築堤法面の復旧には、「平成30年度夢洲域内軟弱土改良及び敷き均し工事（以下：敷き均し工事）」で改良された土砂を本工事で積込～運搬し使用することから、「出会い帳場」となる。また、本工事で必要な土砂数量等と、敷き均し工事で発生する改良土の数量等については、相互の工事工程等を考慮する必要があるため綿密な調整が必要である。

同社は、本工事を施工する能力を有し、かつ、現在「平成30年度夢洲域内軟弱土改良及び敷き均し工事」を請負っているため、迅速な対応及び綿密な調整等が可能なのは同社のみである
よって、本工事は同社と随意契約を行うものである。

※：ケーソンとは、埋立護岸等を築造する際の基礎となる箱状のコンクリート構造物

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課設計担当（電話番号 06 - 6615 - 7827）

随意契約理由書

1 案件名称

城東配水場特別高圧受変電設備整備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、城東配水場に設置している特別高圧受変電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該特別高圧受変電設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、本修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

平成17年4月より、当該各設備にかかる修繕を含む保守点検業務は三菱電機（株）より三菱電機プラントエンジニアリング（株）へ移管されており、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場空調設備緊急改修工事

2 契約の相手方

J S 関西 (株)

3 随意契約理由

本工事は、平成 30 年 9 月 4 日 (火) に台風 21 号が発生したことに伴い、南港市場内に設置されている品質管理室等の空調設備が強風そのものの影響や飛来物の衝突により損傷の被害を受け、当該設備の正常な運転ができなくなっていることから、速やかな設備の復旧が必要なため緊急的に改修工事を行うものである。

当該設備は、場内業者が使用する市場内各室の室内環境を調整するものであり、その室内では卸売業者の商品となるべく牛や豚に対する安全性の検査が行われており、安定な温度管理がなされていないと高精度の検査が実施できず、商品を取引きできない事態となる。

また、南港市場では枝肉の品評会が開催され、その際には多くの産地関係者が来場されることから施設の適正環境を確保しておく必要があり、市場としてそういった環境整備ができていないことが産地からの不信感に繋がり、結果的には産地からの搬入が減少することとなるため、頻繁に開催される予定の 11 月下旬までに復旧させる必要がある。

さらに、各事業者においては毎月条例で定められた使用料を本市に納付することで施設を使用しており、施設の不具合を放置しておくことは開設者責任を問われることとなり、使用料の不払いなど本市が何らかの損害を負う可能性もある。

それらを勘案し、可及的速やかに改修工事を行わなければならない。

なお、上記状況から早急な実地調査及び施行が必要であるが、調査実施後、実施設計、入札を実施すると改修完成まで 3 ヶ月程度要する見込みである。

しかし、被害発生時に本工事と同種の工事である南港市場空調設備改修工事の施行期間中 (履行期限 9 月 28 日) であったため、同施行業者に確認したところ、完成引渡し前であるため高所設置用リフトや冷媒検査用ガスボンベ等、工事に必要な機械、工具等をすでに南港市場内に準備できていることから、改

修完成まで1ヶ月半程度に短縮が可能である。

また、本工事と現在施工中の工事では、室外機設置場所が集中しており作業動線が限られていることや配管のパイプスペースを共有しているなど、複数業者が作業することは不可能であり、また、不具合が生じた場合における責任が不明瞭になる恐れがあることなど、これらを勘案し、本工事はJ S 関西（株）と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する自家発電設備外電気設備は、舞洲スラッジセンターの全設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

異配水場無停電電源装置修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、異配水場に設置している無停電電源装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該無停電電源装置は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、平成19年10月より当該設備にかかる修繕業務は(株)日立製作所より(株)産機テクノサービスへ移管されており、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場流量調節弁外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場砂ろ過池管廊に設置している流量調節弁及び高度浄水処理棟揚水ポンプ室に設置している揚水ポンプ用逆止め弁の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該弁設備は、前澤工業(株)が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により弁設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の弁設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、弁設備に障害が発生した場合、その原因が弁設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は前澤工業(株)より修繕業務を移管されている(株)前澤エンジニアリングサービスである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

JFEアクアサービス機器(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場(上系)外1か所に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、磯村豊水機工(株)が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、磯村豊水機工(株)の上水プラント事業は、平成26年5月1日をもってJFEエンジニアリング(株)に吸収分割により事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は、JFEエンジニアリング(株)より修繕業務を移管されている、JFEアクアサービス機器(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

- 1 修繕名称：舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕
- 2 契約相手方：(株)カワサキマシンシステムズ
- 3 随意契約理由：

今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。

自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕を行なうものである。

本ガスタービン発電設備は、川崎重工業(株)が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕は製作会社である川崎重工業(株)のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である(株)カワサキマシンシステムズに随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事（その2）

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

今回工事を行う平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するための設備であるが、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）が設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができない。以上のことから、本工事を行えるのは上記業者のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港内ソーラスフェンス等緊急補修工事（災害復旧）

2 契約の相手方

（株）大阪道路資材

3 随意契約理由

年間 12 回以上、貨物船として国際航海船舶が着岸する岸壁はテロ対策等の防止として、SOLAS 条約により、ソーラス対応（ソーラスフェンス等を設置）とすることが義務付けられている。平成 30 年 9 月 4 日の台風 21 号の影響で、大阪港内においてソーラス対応となっている岸壁のうち、3 岸壁においてソーラスフェンスやアクセスポイントとなるゲート等が破損するなどした。ソーラス対応岸壁においては、テロ対策防止等により、国際航海船舶着岸時（コンテナ埠頭や RO - RO 埠頭、客船埠頭は 24 時間 365 日）、国が定めるガイドラインにより汎用品のフェンス等ではなく、ソーラスフェンス等で制限区域を設け、出入管理を実施しなければならない。

上記より、SOLAS 条約に基づく保安措置として、ソーラスフェンス等の復旧を緊急に実施する必要がある。

契約相手方の選出としては、「平成 28 年度 港区天保山岸壁ソーラスフェンス等整備工事」に入札参加した業者から見積もりを徴取し精査した結果、（株）大阪道路資材となった。

よって、本工事は同社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課設計担当（電話番号 06 - 6615 - 7827）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央卸売市場南港市場車庫C電動シャッター緊急修繕

2 契約の相手方

文化シャッターサービス(株)

3 随意契約理由

電動シャッターは、敷地内通路等の洗浄等を行う際に使用する散水車を駐車するための車庫に設置している装置である。

今般、平成30年9月4日(火)に発生した台風21号の影響により、電動シャッターの一部が破損したため、機能が停止しており、シャッターは閉扉された状態で破損したため、開扉ができない状態である。

現状、散水車を出庫することができず、市場内の洗浄作業が滞っており、敷地に落ちる肉片除去等もできないため、カラスが市場外へ持ち去ることから近隣からの苦情等、市場運営に多大な影響を与えかねない。また、敷地内洗浄を行えないため、市場内を清潔に保つことが困難であり、悪臭等の影響を及ぼすことも衛生管理上懸念される。

そのため、電動シャッターの補修を早急に実施する必要がある。

本シャッターについては、文化シャッター(株)が製作・設置したものであり、修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。また、本修繕に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

なお、文化シャッター(株)は、修繕業務を全て関連サービス会社である文化シャッターサービス(株)に実施させているため、本件のような修繕に対応可能である業者は同社のみである。

よって、本工事は同社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

A-1号上屋外8件シャッターその他復旧緊急工事

2 契約の相手方

東洋シャッター（株）

3 随意契約理由

平成30年9月4日台風21号により、所管施設の上屋及び附設事務所の出入口に設置しているシャッターが故障したため隙間が生じたり正常に施錠できない状況となっている。

今後、施設内で保管している貨物が風雨にさらされ、濡損が発生してしまうリスクや部外者が容易に侵入するリスクがあり、上屋施設の利用者が安全に管理できない状態になっていることから、被害の拡大を防ぐことが急務であり、至急シャッターを正常に使用できる状態にする必要がある。

本工事対象シャッター等は、東洋シャッター（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

また、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッター等の構造を熟知している東洋シャッター（株）のみである。

以上のことから、製造会社であり、本シャッター等の構造を熟知し、直ちに本工事に着手できることを確認している上記業者へ、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により緊急随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課建築担当（電話番号 06 - 6615 - 7811）

随意契約理由書

1 工事名称： 平野下水処理場監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： (株)日立製作所

3 随意契約理由：

本工事は、平野下水処理場で別途施工する電気設備工事等に伴い必要となる監視機能、自動制御機能などを既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)日立製作所が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 平野下水処理場外1か所現場操作盤電気設備修繕
- 2 契約の相手方 : (株)産機テクノサービス
- 3 随意契約理由 : 今回修繕する平野下水処理場外1か所現場操作盤電気設備は、下水処理場及び抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

本修繕は、PCB特別処置法による処理期限内に適正に処理を行うため、PCB含有のおそれがある構成部品の取替をするものである。

本設備は(株)日立製作所が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計により、最も適切な構成部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて施工を行い、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービスを移管されている(株)産機テクノサービスのみである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場 窒素ガス消火設備修繕

2 契約の相手方

エア・ウォーター防災 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場における窒素ガス消火設備の部品取替え及び交換後試運転調整を行うものである。

本設備は、川重防災工業 (株) (商号変更により平成 18 年 8 月から エア・ウォーター防災 (株)) が設計製作・施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。本製品は、製造会社独自の設計・制作によるもので他社の貯蔵容器及び部品では互換性がなく装置本体に取り付けられず、当初の性能が発揮できない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕が行えるのは上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 2 号

5 担当部署

大阪市水道局工務部柴島浄水場 (電話番号 06-6815-2373)

随意契約理由書

1 工事名称

安土町地下駐車場駐車料金設備更新工事

2 契約の相手方

三菱プレジジョン（株）

3 随意契約理由

本工事は、安土町地下駐車場内に設置されている駐車料金設備の一部である駐車券発行機、駐車券読取機、事前精算機、料金計算機、管理計算機、カーゲートを更新するものである。

本工事において更新する設備は、三菱プレジジョン（株）が製作したものであり、高い信頼性が要求される駐車券の発行や駐車料金の計算、領収証の発行など、入場から出場まで全てを自動で行う設備であるため、設備の更新にあたっては、既設設備の機能を保障させながら行う必要がある。さらに設備の更新に必要なシステム全体の変更（機能追加・設定変更）を行うためには既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また既設設備の製作者である三菱プレジジョン（株）以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本更新工事を施工できる唯一の業者である三菱プレジジョン（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7169）

随意契約理由書

1 案件名称 : 平野市町抽水所現場操作盤電気設備修繕

2 契約の相手方 : (株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由 : 今回修繕する平野市町抽水所現場操作盤電気設備は、抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

本修繕は、PCB特別処置法による処理期限内に適正に処理を行うため、PCB含有のおそれがある構成部品の取替をするものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計により、最も適切な構成部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて施工を行い、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービスを移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場本場業務管理棟直流電源設備改良工事その3

2 契約の相手方

TOA(株)

3 随意契約理由

本工事は、本場内の非常・業務用放送システムのうち、業務管理棟 2 階防災センター内で稼働中の非常用電源装置の蓄電池取替、及び取替に伴う試験調整、並びに電源パネルの修繕、及び修繕に伴う試験調整を行うものである。

本電源装置は、停電時において非常用放送設備へ直流電源を供給する電源装置であり、非常時の的確な情報伝達と安全な避難誘導を行い、市場運営に支障をきたさないための重要かつ不可欠な設備である。

本工事は、本電源装置を含め既存の放送システムを引き続き利用し、蓄電池の取替・電源パネルの修繕を行うものであるが、既存設備の設計・製作者はTOA(株)であり、施工にあたっては既存設備の構造、規格及び構成部品に精通していることが不可欠である。

また、設計・製作者が工事を行うことにより、本工事及び当該設備の動作・保全に対して一貫した責任を持たせることができるが、設計・製作者以外に施工させた場合、既存設備との関係でトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本工事が施行可能な業者はTOA(株)のみであるため、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 案件名称

放出駅自由通路エレベーター・エスカレーター修繕

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本修繕は、放出駅自由通路に設置しているエレベーター・エスカレーターの一部品交換修繕を行うものである。

当該エレベーター設備については、上記業者が行っている放出駅前自由通路エレベーター等保全業務委託の定期点検の結果、かごドア・乗場ドアに曲損があり、安全性に支障をきたすおそれがあることからドアの部品交換を行う必要があることが判明した。また、エスカレーターは台風21号の強風によりフロアプレートが破損したため、応急処置にて対応しているが部品交換を行う必要が生じた。

当該エレベーター・エスカレーター設備については、上記業者が製作及び施工したものであり、修繕にあたっては、エレベーター・エスカレーター設備の構成及び整合性など上記業者が保有する知識及び技術力が不可欠である。

また、修繕する部分は、既設部品と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、修繕後の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上により、当該設備における知識や技術を熟知している唯一の製作者であるフジテック (株) と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課 (清算グループ)

電話 06-6208-9405

随意契約理由書

1 工事名称

東横堀川水門外1 制御監視システム等更新工事-3

2 契約相手方

(株)安川電機

3 随意契約理由

本工事は、東横堀川水門および道頓堀川水門の制御監視システム等の更新を行うものである。

本工事で改修する制御監視システム（以降、システム）は(株)安川電機が設計製作設置したシステムであり、各水門は日常的に船舶の航行、水質浄化また防潮堤の役割を担っている施設のため、システムの改修にあたっては、既設システムの機能を保障させながら行う必要がある。さらに既設システムの改修に必要なシステム全体の変更（機能追加・設定変更）を行うためには既設システムの製作者独自の技術が必要である。

また既設システム製作者である(株)安川電機以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本更新工事を施工できる唯一の業者である(株)安川電機と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-7169）

随意契約理由書

1 案件名称

巽配水場 二酸化炭素消火設備修繕

2 契約の相手方

ニッタン (株)

3 随意契約理由

本修繕は、巽配水場における二酸化炭素消火設備の部品取替え及び交換後試運転調整を行うものである。

本設備は、ニッタン (株) が設計製作・施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。本製品は、製造会社独自の設計・制作によるもので他社の貯蔵容器及び部品では互換性がなく装置本体に取り付けられず、当初の性能が発揮できない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性がある。

以上のことから本修繕が行えるのは上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

5 担当部署

大阪市水道局工務部柴島浄水場 (電話番号 06-6815-2373)

随意契約理由書

1 案件名称

A T C庁舎外 8 状態監視装置修繕

2 契約相手方

(株) コムプランニング

3 随意契約理由

今回修繕する A T C 庁舎および各工営所に設置された状態監視装置は、市内一円の道路排水ポンプ場および道路情報板等施設の状態監視を行う設備であり、常時監視が行えるよう設備を維持させるため、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、(株) コムプランニングが設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号 6615-6647)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟・配送加工施設エレベーター設備保守委託」の点検結果に基づき、ギヤオイル・乗場側ドアマシン連動チェーン・カゴドア連動チェーン・高速扉・巻上ロープ・調速機ロープ・油圧パッキン・グラウンドメタル・電磁接触器等の取替え、カメラ設備更新を行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三菱電機 (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機 (株) は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス (株) に移管している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス (株) と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1. 案件名称
神崎橋緊急補修工事

2. 契約の相手方
(株) T・max

3. 随意契約理由

本件は、神崎橋の高欄が台風 21 号の影響により倒壊したため、仮設高欄設置等の緊急補修対応を行う工事である。

平成 30 年 9 月 4 日に通過した台風 21 号の影響により高欄が倒壊し、歩行者が河川に転落する危険性がある状態となり通行に支障をきたしている。

このため、歩道部の機能回復に向け仮設高欄設置等の安全対策措置を至急行う必要がある。

橋梁課発注の管内橋梁補修工事は、『橋梁・歩道橋施設の損傷個所を発見した場合や市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応を監督職員と協議し、行うものである。』と定められており、緊急補修対応を行うべく既契約の北部方面管内橋梁補修工事受注者に対応可能か確認を行ったところ、上記業者は、必要となる材料手配及び現場作業について速やかに施工体制を確保できるとのことであった。

しかし、北部方面管内橋梁補修工事については、契約後これまでの期間において要補修箇所の計画的補修に加え、6 月に発生した大阪北部地震の際の対応も含め実施してきており、すでに橋梁課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、今回発生した神崎橋緊急対応の追加は困難であることから、随意契約を行うものである。

4. 根拠法令
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 5 号

5. 担当部署
建設局 道路部 橋梁課 (電話番号 : 06-6615-6824)

随意契約理由書

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン緊急工事

2. 契約の相手方

JFEプラントエンジニア (株)

3. 随意契約理由

本工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目（C6・7岸壁）に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンのブームフック装置が平成30年台風第21号により損傷し、ブームが固定できず、転倒のおそれがあるため、緊急に工事を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者のみが部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係を理解のうえ行える。

また、クレーンの本体構造およびシステム全体を把握しており、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を与える箇所の点検及び調整等を的確かつ速やかに行える製造者に補修させることにより、安全性や責任の一元化にもつながる。

以上のことから、製造会社であり本クレーンの構造を熟知し、直ちに本工事に着手できることを確認している業者は上記業者だけである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1. 案件名称
旭西淀川自転車道(なにわ自転車道)緊急補修工事

2. 契約の相手方
南洋土木(株)

3. 随意契約理由

本件は、台風 21 号の影響により冠水した旭西淀川自転車道に堆積した土砂の除去等の道路啓開を行うものである。

本工事箇所の旭西淀川自転車道(なにわ自転車道)は、東淀川区南江口 2 丁目から西淀川区出来島 3 丁目間の 21.6 km 内、神崎川左岸高水敷に整備した約 12.0 km が、平成 30 年 9 月 4 日に通過した台風 21 号の影響により冠水し、広範囲の路面上に土砂が堆積し、歩行者及び自転車の通行が不可能な状況にあり、また、堆積物からの悪臭が発生している状況で、機能回復に向け土砂の除去等の道路啓開を至急行う必要がある。

舗装道路の維持を行う、当局発注の道路維持修繕その他工事(いわゆる「小破工事」)は、市民生活の安全と利便性を確保するため、破損箇所を発見した場合や市民からの通報を受けた場合、その状況に応じて速やかに処理し、適正かつ効果的に道路施設の機能を健全に保全するものとしており、緊急補修対応を行うべく既契約の「十三工営所管内道路維持修繕その他工事-2」受注者に対応可能か確認を行ったところ、上記業者は、必要となる材料手配及び現場作業について速やかに施工体制を確保できるとのことであった。

しかし、上記工事については、契約後これまでの期間において要補修箇所の計画的補修に加え、大阪北部地震の際の対応を実施しており、決議金限度に迫る出来高に至っており、今回の緊急対応の追加は決議金限度額を超過する見込みであることから、随意契約を行うものである。

4. 根拠法令
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 5 号

5. 担当部署
建設局 道路部 道路課道路維持担当 (電話番号: 06-6615-6801)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

横手産業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場（下系）に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、横手産業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは横手産業（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所施設運転用自家発電設備外整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、施設運転用自家発電設備、特別高圧受変電設備並びに計測設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）並びに富士電機システムズ（株）自社独自の仕様で設計し、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

現在、当該設備の事業は、平成15年10月に富士電機（株）の電機システム部門は富士電機システムズ（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により富士電機水環境システムズ（株）に事業承継され、さらに平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業承継されている。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 工事名称

A T C庁舎内外1 遠方監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株) K E I

3 随意契約理由

本工事は、新庄大和川線共同溝(第2工区)の被遠方監視装置の改修に伴い、A T C庁舎内の遠方監視装置を改修するものである。

本工事で改修する遠方監視装置は(株) K E Iが設計製作設置した監視装置であり、共同溝は電気・ガス・水道などのライフラインを収めた施設のため監視装置の改修にあたっては既設設備の機能を保障させながら行う必要がある。さらに既設監視装置の改修に必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を行うためには既設監視装置の製作者独自の技術が必要である。

また、既設監視装置製作者である(株) K E I以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株) K E Iと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7416)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲配水場小水力発電設備設置に伴う既設配水管理設備Ⅱ改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、咲洲配水場小水力発電設備設置に伴い既設配水管理設備Ⅱの改造及び配水テレメータ、水質テレメータ改良に伴い既設総合水運用システムの改造を行うものである。

これらの設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 工事名称：長堀抽水所外5か所監視制御設備外機能追加工事 /

2 契約相手方：メタウォーター（株） /

3 随意契約理由：

本工事は津守下水処理場から長堀抽水所、中之島抽水所、桜川抽水所、東四条抽水所、津守東抽水所を遠方監視制御するために必要な機能を既設監視制御設備に機能追加するとともに、長堀抽水所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能等を、既設監視制御設備に機能追加するものである。

本設備はメタウォーター（株）が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

また、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

さらに、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのはメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号06-6615-7896）

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 長堀抽水所外3か所現場操作盤外電気設備修繕
- 2 契約の相手方 : メタウォーター(株)
- 3 随意契約理由 : 今回修繕する長堀抽水所外3か所現場操作盤外電気設備は、長堀抽水所、中之島抽水所、南恩加島抽水所、津守下水処理場を安定稼働させるための重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある老朽化した構成部品を取替等修繕するものである。
本設備はメタウォーター(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替等作業に当たっては、当該設備を熟知する必要があり、製作会社としての総合的な技術が必要である。
また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社にその修繕を行わせることはできない。
以上のことから本修繕ができる業者は製作会社であるメタウォーター(株)のみである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング㈱

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 施設管理課 (電話番号：06-6615-7180)

随意契約理由書

1. 案件名称

鋼板塀等復旧工事 - 4

2. 契約の相手方

(株) AY建設

3. 随意契約理由

本市の市営住宅の解体跡地には、市民の安全性の確保及び市有財産の適切な保全を目的として、侵入禁止措置を継続的かつ効率的に講じるために仮設の鋼板塀やネットフェンス等（以下、「鋼板塀等」という。）を設置している。

平成30年9月4日の台風21号の記録的な暴風のため、本市が管理する市営住宅建替用地59か所のうち41か所において、鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じた。

被災箇所は、大きく傾いた状態の鋼板塀等が数多く残置されており、傾きのない鋼板塀等においても、単管等の支持材の湾曲や基礎の浮き上がり、接合部の緩みなど、繰り返し強風を受けたことによる不具合が確認されており、全体的に強度が低下した状態となっている。

以上の被災状況を勘案すると、再び台風が襲来した場合など、鋼板塀等や構成部材の飛散・倒壊が予見され、通行者や隣接地の財産に危害を加える可能性が高く、こうした危険な状態を放置することは本市の重大な瑕疵となる。

また、解体跡地において、支持地盤の安定性等の観点から基礎部分を残置しているため、周辺地盤面の沈下等により敷地内には基礎コンクリートや鉄筋が露出している部分があるほか、鋼板塀の場合には単管やクランプ、鉄線等がむき出しの状態であり、万が一敷地内において転倒事故等が発生した場合には大けがにつながる恐れがある。

さらには、鋼板塀等で囲まれていない箇所は用地内への侵入が容易であり、安全性の確保及び市有財産の適切な保全がなされていない状況となるため、防犯や安全の観点からも著しく問題があることから、一刻も早く従前の状態に復旧する必要がある。

これらのことを踏まえると、本工事は、全体的に強度が低下した仮設の鋼板塀等を速やかに従前の状態に復旧する緊急工事として実施することが適切であると判断する。

鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じている41か所のうち、応急の対応で復旧が完了した場所を除いた27か所を対象とし、そのうちの4か所が本工事である。

以上のことから、比較概算見積りを行い、最安値を提示した(株)AY建設と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するものとして、随意契約により契約を実施する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

都市整備局住宅部建設課建設設計グループ（電話番号 06 - 6208 - 9243）

随意契約理由書

1. 案件名称

鋼板塀等復旧工事ー1

2. 契約の相手方

T'sコーポレーション 岩崎 善典

3. 随意契約理由

本市の市営住宅の解体跡地には、市民の安全性の確保及び市有財産の適切な保全を目的として、侵入禁止措置を継続的かつ効率的に講じるために仮設の鋼板塀やネットフェンス等（以下、「鋼板塀等」という。）を設置している。

平成30年9月4日の台風21号の記録的な暴風のため、本市が管理する市営住宅建替用地59か所のうち41か所において、鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じた。

被災箇所は、大きく傾いた状態の鋼板塀等が数多く残置されおり、傾きのない鋼板塀等においても、単管等の支持材の湾曲や基礎の浮き上がり、接合部の緩みなど、繰り返し強風を受けたことによる不具合が確認されており、全体的に強度が低下した状態となっている。

以上の被災状況を勘案すると、再び台風が襲来した場合など、鋼板塀等や構成部材の飛散・倒壊が予見され、通行者や隣接地の財産に危害を加える可能性が高く、こうした危険な状態を放置することは本市の重大な瑕疵となる。

また、解体跡地において、支持地盤の安定性等の観点から基礎部分を残置しているため、周辺地盤面の沈下等により敷地内には基礎コンクリートや鉄筋が露出している部分があるほか、鋼板塀の場合には単管やクランプ、鉄線等がむき出しの状態であり、万が一敷地内において転倒事故等が発生した場合には大けがにつながる恐れがある。

さらには、鋼板塀等で囲まれていない箇所は用地内への侵入が容易であり、安全性の確保及び市有財産の適切な保全がなされていない状況となるため、防犯や安全の観点からも著しく問題があることから、一刻も早く従前の状態に復旧する必要がある。

これらのことを踏まえると、本工事は、全体的に強度が低下した仮設の鋼板塀等を速やかに従前の状態に復旧する緊急工事として実施することが適切であると判断する。

鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じている41か所のうち、応急の対応で復旧が完了した場所を除いた27か所を対象とし、そのうちの9か所が本工事である。

以上のことから、比較概算見積りを行い、最安値を提示したT'sコーポレーション 岩崎善典と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するものとして、随意契約により契約を実施する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

都市整備局住宅部建設課建設設計グループ（電話番号 06 - 6208 - 9243）

随意契約理由書

1. 案件名称

鋼板塀等復旧工事－2

2. 契約の相手方

(株) 城東

3. 随意契約理由

本市の市営住宅の解体跡地には、市民の安全性の確保及び市有財産の適切な保全を目的として、侵入禁止措置を継続的かつ効率的に講じるために仮設の鋼板塀やネットフェンス等（以下、「鋼板塀等」という。）を設置している。

平成30年9月4日の台風21号の記録的な暴風のため、本市が管理する市営住宅建替用地59か所のうち41か所において、鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じた。

被災箇所は、大きく傾いた状態の鋼板塀等が数多く残置されおり、傾きのない鋼板塀等においても、単管等の支持材の湾曲や基礎の浮き上がり、接合部の緩みなど、繰り返し強風を受けたことによる不具合が確認されており、全体的に強度が低下した状態となっている。

以上の被災状況を勘案すると、再び台風が襲来した場合など、鋼板塀等や構成部材の飛散・倒壊が予見され、通行者や隣接地の財産に危害を加える可能性が高く、こうした危険な状態を放置することは本市の重大な瑕疵となる。

また、解体跡地において、支持地盤の安定性等の観点から基礎部分を残置しているため、周辺地盤面の沈下等により敷地内には基礎コンクリートや鉄筋が露出している部分があるほか、鋼板塀の場合には単管やクランプ、鉄線等がむき出しの状態であり、万が一敷地内において転倒事故等が発生した場合には大けがにつながる恐れがある。

さらには、鋼板塀等で囲まれていない箇所は用地内への侵入が容易であり、安全性の確保及び市有財産の適切な保全がなされていない状況となるため、防犯や安全の観点からも著しく問題があることから、一刻も早く従前の状態に復旧する必要がある。

これらのことを踏まえると、本工事は、全体的に強度が低下した仮設の鋼板塀等を速やかに従前の状態に復旧する緊急工事として実施することが適切であると判断する。

鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じている41か所のうち、応急の対応で復旧が完了した場所を除いた27か所を対象とし、そのうちの3か所が本工事である。

以上のことから、比較概算見積りを行い、最安値を提示した(株)城東と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するものとして、随意契約により契約を実施する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

都市整備局住宅部建設課建設設計グループ（電話番号 06 - 6208 - 9243）

随意契約理由書

1 修繕名称

高光度航空障害灯修繕

2 契約相手方

サンケン電気(株)

3 随意契約理由

本修繕は、此花大橋、新木津川大橋及び常吉大橋の3橋において航空法第51条により設置が義務付けされている航空障害灯の修繕を行い、良好な機器動作の確保及び航空機の飛行の安全を確保することを目的としている。

また、本設備は国土交通省航空局の承認が必要であり、サンケン電気(株)はその承認を受けたものを製作している製造者であり、本設備における各装置及び制御システムは、製造者である上記業者が独自の技術を用いて製作しており、他社に情報提供が出来ないため、上記業者でなければ本業務の履行が出来ない。

以上の理由により、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号06-6615-6468)

随意契約理由書

1 工事名称： 弁天抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： (株)日立製作所

3 随意契約理由：

本工事は中浜下水処理場から抽水所等の運転監視制御に必要となる監視制御機能を既設監視制御設備システム及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本設備は(株)日立製作所が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

また、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

さらに、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局下水道河川部設備課(電話番号06-6615-7898)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場冷蔵空調設備緊急修繕

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本修繕は、平成30年9月4日(火)に台風21号が発生したことに伴い、南港市場内に設置されている冷蔵空調設備(冷却塔及び配管類)に飛来物が衝突するなどし、設備全壊や一部破損といった被害を受けたため緊急に修繕するものである。

当該設備は、冷蔵庫の冷却並びに事務室の空調に用いる根幹を成す設備であるが、被害を受けたことにより空調の停止や冷蔵庫の温度が安定しないなどの状況となっている。これら設備の使用者は卸売会社等の場内事業者であり、早急に健全な状態に修繕しなければ、冷蔵庫の温度上昇による枝肉への悪影響や事務室内環境の悪化、ひいては各事業者に対して多大な損害を与えることとなり、それらの事態を招かないため、市場開設者の責務として、可及的速やかに修繕を行わなければならない。

南港市場の冷蔵空調設備等については、(株)ダイキンアプライドシステムズがシステムを構築しており、同社が本修繕を実施することで、既存機器との間に著しい支障を生じさせることなく、また履行後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保障することが可能となる。

また、同社は南港市場の現場事情も十分把握しており、迅速に対応可能である旨の回答を得ることができた。

よって、本修繕は同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 設備担当 (電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 副産物処理ドライメルター改修工事

2 契約の相手方

関西ティーイーケイ (株)

3 随意契約理由

本設備は、と畜解体後に発生する副産物（骨、動物性油脂）処理プラントのドライメルターの部品取替及び部品取替に伴うプラント全体の試運転と総合調整を行うものであるが、ドライメルターの確実な気密性の確保を維持するために改修工事が必要となっている。

当該プラントについては、建設時よりすべて東レエンジニアリング（株）が設計・施工したものであり、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあるとともに、他社が施工した場合、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、当初の施工業者が施工することにより、本工事に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

なお、東レエンジニアリング（株）は当該プラント事業を平成 17 年度より関西ティーイーケイ（株）に移管している。

以上のことから、本工事が施工可能なのは関西ティーイーケイ（株）のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場逆洗ポンプ電動機修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している逆洗ポンプ No. 2用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、庭窪浄水場砂ろ過池の洗浄工程の逆洗を行うポンプで洗浄工程における重要な役割を持ったポンプ設備である。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の施工にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

現在、当該設備の事業は、（株）東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューションズ社が平成29年7月1日に東芝電機サービス（株）に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス（株）から東芝インフラシステムズ（株）に社名変更をされ事業継承されている。

さらに、他の業者が本修繕を施工し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、東芝インフラシステムズ（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

鶴町機械工場ドッククレーン補修工事

2. 契約の相手方

おべ工業 (株)

3. 随意契約理由

本工事は、鶴町機械工場に設置されているドッククレーンの補修を行うものである。ドッククレーンは、ドック内での船舶修繕時に重量物等の積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な機能を担う荷重計、ブレーキ装置等の補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を与える箇所の点検及び調整等を的確に行えるものであり、また、責任の一元化にもつながる。

以上のことから、本工事が実施可能な業者は、当該クレーンを製造した上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

随意契約理由書

1 案件名称

此花下水処理場急速ろ過池電気設備災害復旧工事

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

本工事は平成30年9月に発生した台風21号の暴風雨により No.1～3ろ過池現場操作盤内の監視制御設備等の機器が故障し、急速ろ過設備の運転に支障をきたしているため、現場操作盤の更新を行うものである。

本設備は、(株)日立製作所が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設監視制御設備と一体となって機能を発揮するものである。

また、本工事は既設及び新設 No.1～3ろ過池現場操作盤を含む急速ろ過設備を運用しながら施工をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

さらに、既設監視制御設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1. 案件名称

鋼板塀等復旧工事－3

2. 契約の相手方

外谷技建工業（株）

3. 随意契約理由

本市の市営住宅の解体跡地には、市民の安全性の確保及び市有財産の適切な保全を目的として、侵入禁止措置を継続的かつ効率的に講じるために仮設の鋼板塀やネットフェンス等（以下、「鋼板塀等」という。）を設置している。

平成30年9月4日の台風21号の記録的な暴風のため、本市が管理する市営住宅建替用地59か所のうち41か所において、鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じた。

被災箇所は、大きく傾いた状態の鋼板塀等が数多く残置されており、傾きのない鋼板塀等においても、単管等の支持材の湾曲や基礎の浮き上がり、接合部の緩みなど、繰り返し強風を受けたことによる不具合が確認されており、全体的に強度が低下した状態となっている。

以上の被災状況を勘案すると、再び台風が襲来した場合など、鋼板塀等や構成部材の飛散・倒壊が予見され、通行者や隣接地の財産に危害を加える可能性が高く、こうした危険な状態を放置することは本市の重大な瑕疵となる。

また、解体跡地において、支持地盤の安定性等の観点から基礎部分を残置しているため、周辺地盤面の沈下等により敷地内には基礎コンクリートや鉄筋が露出している部分があるほか、鋼板塀の場合には単管やクランプ、鉄線等がむき出しの状態であり、万が一敷地内において転倒事故等が発生した場合には大けがにつながる恐れがある。

さらには、鋼板塀等で囲まれていない箇所は用地内への侵入が容易であり、安全性の確保及び市有財産の適切な保全がなされていない状況となるため、防犯や安全の観点からも著しく問題があることから、一刻も早く従前の状態に復旧する必要がある。

これらのことを踏まえると、本工事は、全体的に強度が低下した仮設の鋼板塀等を速やかに従前の状態に復旧する緊急工事として実施することが適切であると判断する。

鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じている41か所のうち、応急の対応で復旧が完了した場所を除いた27か所を対象とし、そのうちの10か所が本工事である。

以上のことから、比較概算見積りを行い、最安値を提示した外谷技建工業（株）と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するものとして、随意契約により契約を実施する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

都市整備局住宅部建設課建設設計グループ（電話番号 06 - 6208 - 9243）

随意契約理由書

1. 案件名称

鋼板塀等復旧工事－5

2. 契約の相手方

外谷技建工業（株）

3. 随意契約理由

本市の市営住宅の解体跡地には、市民の安全性の確保及び市有財産の適切な保全を目的として、侵入禁止措置を継続的かつ効率的に講じるために仮設の鋼板塀やネットフェンス等（以下、「鋼板塀等」という。）を設置している。

平成30年9月4日の台風21号の記録的な暴風のため、本市が管理する市営住宅建替用地59か所のうち41か所において、鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じた。

被災箇所は、大きく傾いた状態の鋼板塀等が数多く残置されており、傾きのない鋼板塀等においても、単管等の支持材の湾曲や基礎の浮き上がり、接合部の緩みなど、繰り返し強風を受けたことによる不具合が確認されており、全体的に強度が低下した状態となっている。

以上の被災状況を勘案すると、再び台風が襲来した場合など、鋼板塀等や構成部材の飛散・倒壊が予見され、通行者や隣接地の財産に危害を加える可能性が高く、こうした危険な状態を放置することは本市の重大な瑕疵となる。

また、解体跡地において、支持地盤の安定性等の観点から基礎部分を残置しているため、周辺地盤面の沈下等により敷地内には基礎コンクリートや鉄筋が露出している部分があるほか、鋼板塀の場合には単管やクランプ、鉄線等がむき出しの状態であり、万が一敷地内において転倒事故等が発生した場合には大けがにつながる恐れがある。

さらには、鋼板塀等で囲まれていない箇所は用地内への侵入が容易であり、安全性の確保及び市有財産の適切な保全がなされていない状況となるため、防犯や安全の観点からも著しく問題があることから、一刻も早く従前の状態に復旧する必要がある。

これらのことを踏まえると、本工事は、全体的に強度が低下した仮設の鋼板塀等を速やかに従前の状態に復旧する緊急工事として実施することが適切であると判断する。

鋼板塀等が周辺道路や隣地に倒壊あるいは傾倒、飛散する被害が生じている41か所のうち、応急の対応で復旧が完了した場所を除いた27か所を対象とし、そのうちの1か所が本工事である。

以上のことから、比較概算見積りを行い、最安値を提示した外谷技建工業（株）と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するものとして、随意契約により契約を実施する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

都市整備局住宅部建設課建設設計グループ（電話番号 06 - 6208 - 9243）

随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺動物園 爬虫類生態館自動制御機器修繕

2 契約の相手方

東テク (株)

3 随意契約理由

本業務は、爬虫類生態館の観覧通路及び飼育動物の各飼育ブース内の温度調節用に設置されている制御機器の修繕である。

現在、空調機器の制御機器が正常に動作せず、館内における所定の吹出し温度を満たしていない場所があることが判明したため修繕をする必要がある。また、飼育動物の水槽の温度制御を行う制御機器が正常に動作せず、適正な温度調節ができないため修繕をする必要がある。

本自動制御システムは、東テク (株) が構築したもので、その制御に関しては専門の知識及び技術が必要不可欠であり、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、この条件で履行可能な業者は東テク (株) のみであることから、東テク (株) との随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所 (管理課)

(電話番号06-6771-8404)

随意契約理由書

1 案件名称

建設局降雨情報設備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する建設局降雨情報設備は、降雨レーダ情報、気象情報、水位、ポンプ運転状況等の情報収集配信を行い、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替を行うものである。

本設備は(株)東芝が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社にその修繕を行わせることはできない。

なお、(株)東芝は、平成 29 年 7 月 1 日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス(株)に承継し、同日の平成 29 年 7 月 1 日付で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

以上のことから本修繕ができる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 施設管理課 (電話番号：06-6615-7180)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎自動扉装置修繕

2 契約の相手方

(株) 北陽オートドアサービス

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の自動扉装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

本設備は、(株) 北陽オートドアサービスが設計製作・施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性がある。

以上のことから本修繕が行える(株) 北陽オートドアサービスを特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06 - 6208 - 8197)

随意契約理由書

1 案件名称

梅町1・2号上屋シャッター取替緊急工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業（株）

3 随意契約理由

平成30年9月4日台風21号により、所管施設の上屋及び附設事務所の出入口に設置しているシャッターが損壊しており、風雨等吹きさらしや歪み等により、正常に施錠できない状況となっている。

現在、施設内で保管している貨物が風雨にさらされ、濡損が発生してしまうリスクや部外者が容易に侵入するリスクがあり、上屋施設の利用者が安全に管理できない状態になっていることから、貨物の保管等はじめ施設の健全な運営機能の原状回復を図るため、至急シャッターを取替える必要がある。

既存施設等におけるシャッター等取替工事にあつては、特に取合等に不具合が生じないように、現場調査を行ったうえで、製作図を作成する必要があるとともに、メーカー指定工場のみにおける製作となっており、その製作日数も相当期間を要するものとなっている。

今台風では、所管施設等同様、多くの民間施設におけるシャッター等についても被害が集中した状況となっており、民間施設における受注も増加している中、これらの工事着手に早急に係る必要がある。

以上のことから、早期復旧を図るべく工事着手に至る迅速な対応が可能となる地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による緊急随意契約を依頼するものである。

4. 工事受注者選定及び決定方法

工事受注者については、本市が定める建具工事に係る入札参加資格要件（14L-2：重量シャッターの製造実績）を満たす者で且つ、過去3年間における本件同様の重量シャッター取替工事における一般競争入札案件で応札実績のあった以下の者を選定するとともに、これら各者の提示する見積額を比較選考し、最も低廉額の者に決定したものである。

【上記の要件を満たす者（4社）及び提示見積額（低廉額順位）】

①三和シャッター工業（株）	¥12,000,000円（税抜）
②文化シャッター（株）	¥14,238,185円（税抜）
③東洋シャッター（株）	¥16,056,800円（税抜）
④LIXIL鈴木シャッター（株）	¥17,601,740円（税抜）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課建築担当（電話番号06-6615-7811）

随意契約理由書

1 案件名称

I-10号上屋シャッター取替緊急工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業 (株)

3 随意契約理由

平成30年9月4日台風21号により、所管施設の上屋及び附設事務所の出入口に設置しているシャッターが損壊しており、風雨等吹きさらしや歪み等により、正常に施錠できない状況となっている。

現在、施設内で保管している貨物が風雨にさらされ、濡損が発生してしまうリスクや部外者が容易に侵入するリスクがあり、上屋施設の利用者が安全に管理できない状態になっていることから、貨物の保管等をはじめ施設の健全な運営機能の原状回復を図るため、至急シャッターを取替える必要がある。

既存施設等におけるシャッター等取替工事にあつては、特に取合等に不具合が生じないように、現場調査を行ったうえで、製作図を作成する必要があるとともに、メーカー指定工場のみにおける製作となっており、その製作日数も相当期間を要するものとなっている。

今台風では、所管施設等同様、多くの民間施設におけるシャッター等についても被害が集中した状況となっており、民間施設における受注も増加している中、これらの工事着手に早急に係る必要がある。

以上のことから、早期復旧を図るべく工事着手に至る迅速な対応が可能となる地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による緊急随意契約を依頼するものである。

4. 工事受注者選定及び決定方法

工事受注者については、本市が定める建具工事に係る入札参加資格要件（14L-2：重量シャッターの製造実績）を満たす者で且つ、過去3年間における本件同様の重量シャッター取替工事における一般競争入札案件で応札実績のあった以下の者を選定するとともに、これら各者の提示する見積額を比較選考し、最も低廉額の者に決定したものである。

【上記の要件を満たす者（4社）及び提示見積額（低廉額順位）】

①三和シャッター工業 (株)	¥15,000,000円 (税抜)
②文化シャッター (株)	¥18,840,575円 (税抜)
③東洋シャッター (株)	¥26,305,500円 (税抜)
④LIXIL鈴木シャッター (株)	¥30,689,580円 (税抜)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課建築担当 (電話番号06-6615-7811)